

第3次女性・平和・安全保障に関する行動計画 (2023—2028年度)

改定日 2023年4月

1 背景と経緯

(1) 安保理決議第1325号の採択までの経緯

2000年10月31日、国際連合安全保障理事会（安保理）は、国際紛争の予防・解決・平和構築・平和維持のあらゆるレベルにおいて女性を「積極的主体」として位置付けた女性・平和・安全保障(Women, Peace and Security。以下「WPS」という。)に関する決議第1325号(S/RES/1325(2000)、以下「安保理決議第1325号」という。)¹を全会一致で採択した。その背景には、1948年の世界人権宣言以来、国連を中心にした長年の女性の人権擁護に関する潮流があった²。特に、(ア)冷戦終結後の90年代に旧ユーゴスラビア紛争やルワンダ内戦等が勃発し、紛争下における大規模な性的暴力が世界の大きな注目を浴びたこと、(イ)1995年に北京で開催された第4回世界女性会議において採択された北京宣言及び行動綱領の中で「紛争解決の意思決定レベルへの女性の参加を増大し、武力又はその他の紛争下に暮らす女性並びに外国の占領下で暮らす女性を保護すること」が戦略目的の一つとして明記されたこと、(ウ)また同時に旧ユーゴスラビアやルワンダでの内戦を受け、性的暴力が戦争の副産物ではなく戦争の武器及び戦術であるとの認識が国際的に浸透し、1998年に国際刑事裁判所に関するローマ規程³により、紛争下の性的暴力は戦争犯罪と明記されたこと、(エ)さらに、多層的平和支援活動(multi-dimensional peace operations)に女性の参画とジェンダ

¹ <http://unscr.com/en/resolutions/doc/1325>

² 国連は、1948年に世界人権宣言を、1966年に国際人権規約を採択し、また、1975年を国際婦人年、1976年から1985年までを国連婦人の10年として、男女平等への取組を進めてきた。1979年に採択された女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)は、その前文で、「国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としている」と規定している。さらに、1995年の北京宣言及び行動綱領は、「女性と男性の平等は、人権の問題であり、社会正義への条件であり、また、平等、開発及び平和への必要かつ基本的な前提条件である」ことを明確にするとともに、「紛争解決の意思決定レベルへの女性の参加を増大し、武力又はその他の紛争下に暮らす女性並びに外国の占領下で暮らす女性を保護すること」を戦略目標に掲げた。

³ 国際刑事裁判所(International Criminal Court: ICC)に関するローマ規程

ICCは、最も重大な犯罪(1)集団殺害犯罪、2)人道に対する犯罪、3)戦争犯罪、及び4)侵略犯罪。)を犯した個人を国際法に基づき訴追し、処罰するための常設の国際刑事法廷。ICCに関するローマ規程は1998年に採択され、2002年7月1日に発効。

紛争下の性的暴力(強姦(かん)、性的な奴隷、強制売春、強いられた妊娠状態の継続、強制断種その他あらゆる形態の性的暴力)は戦争犯罪であり、また紛争の有無に関わらず人道に対する罪に該当し得ると規定している。【原典】

<https://www.icc-cpi.int/sites/default/files/RS-Eng.pdf>

【参考】外務省ウェブサイト(ローマ規程): https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty166_1.html

ー主流化を盛り込んだウィントフック宣言及びナミビア行動綱領（2000年）⁴や、紛争影響国の市民社会・NGOの強力な支援を得たこと等が経緯になり、冒頭の安保理決議第1325号が全会一致で採択されるに至った。

（2）4つの柱

安保理決議第1325号は4つの柱を有し、（ア）参画：紛争予防・解決、和平交渉、平和維持、平和構築の全ての取組への女性の平等で十全な参画、（イ）予防：紛争予防、紛争下の性的及びジェンダーに基づく暴力や人権侵害の防止、（ウ）保護：紛争下の性的暴力及びジェンダーに基づく暴力や人権侵害からの保護や救済、（エ）救援と復興：人道支援、復興、開発支援にジェンダーに配慮し、全ての取組にジェンダー主流化が要請されている。

（3）その後のWPS関連決議の採択

以降、安保理決議第1325号を補完する観点から、WPSに関連する安保理決議（以下「関連決議」という。）が順次2019年までに9本（安保理決議第1325号も含め合計10本。以下「WPS決議」という。）採択された⁵。基本的には安保理決議第1325号の内容を実施することが重ねて含まれつつ新しい要素が追加されており、決議に記載された取組を総称して「WPSアジェンダ」と呼んでいる。以下は、各WPS決議の主な特徴である。

安保理決議	特徴
決議第1325号 (2000年)	国際的な平和と安全保障の文脈に「女性」を関連付けた初の安保理決議。
決議第1820号 (2008年)	紛争下の性的暴力を平和と安全保障の重要課題、戦争犯罪として明示的に認識した初の安保理決議。
決議第1888号 (2009年)	女性のリーダーシップの発揮及び効果的な支援メカニズム構築を通じた安保理決議第1820号の履行を強化する決議。紛争下の性的暴力への対応として、主に国連の機関間イニシアチブであるUN Action Against Sexual Violence in Conflictを通して各ステークホルダーと協力・調整して取り組むための紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表を任命（SRSG-SVC）。
決議第1889号 (2009年)	和平交渉・プロセス、復興への女性の参画促進、特に女性団体の早い段階からの参画の必要性を強調。
決議第1960号 (2010年)	安保理決議第1820号及び第1888号の履行に関する報告義務システムを設置するための決議。

⁴ ウィントフック宣言 (https://www.un.org/womenwatch/osagi/wps/windhoek_declaration.pdf) とナミビア行動綱領（2000年） (<https://digitallibrary.un.org/record/422307?ln=es>) ナミビアがホストし、国連PKO局と共催で多層的平和構築（multi-dimensional peace support operations）平和支援持活動にジェンダー主流化が必須との宣言と行動綱領を採択した。

⁵ 安保理決議第1325号を補完する形で、安保理において、2008年に決議第1820号、2009年に決議第1888号及び第1889号、2010年に決議第1960号、2013年に決議第2106号及び2122号、並びに2019年に決議第2467号及び2493号が採択され、関連する安保理議長声明、国連事務総長報告を加え、女性・平和・安全保障（WPS）の分野で各国、国際社会がとるべき行動（WPSアジェンダ）の更なる具体化、整理が進められてきている。

決議第 2106 号 (2013 年)	紛争下の性的暴力防止と対処に関する既存の安保理決議を強化するための決議。
決議第 2122 号 (2013 年)	女性・平和・安全保障（WPS）に関する諸施策の実施により更に統合的なアプローチを示した決議。紛争解決と平和構築における女性のリーダーシップと積極的な参画に焦点を当てたもの。
決議第 2242 号 (2015 年)	安保理において WPS の非公式専門家により定期的に報告することを決定。また、対テロリズム及び暴力的過激主義の予防も WPS に統合して対応することを明記。
決議第 2467 号 (2019 年)	初めて紛争下の性的暴力の被害者・サバイバー中心アプローチの重要性が明記され、被害者・サバイバーのニーズ対応及び、和平合意、移行期正義、治安部門改革等含めた全ての取組に被害者・サバイバーのニーズが含まれるべきと認識した決議。
決議第 2493 号 (2019 年)	WPS アジェンダ全体の完全な実施強化が再確認された、国連平和構築委員に対し、紛争予防のため紛争後の復興期における国連主導の安定化プロセスに女性の平和構築団体の参画促進を奨励している。

安保理決議第 1325 号後に採択された関連決議で特に重要な決議としては、安保理決議第 1820 号（2008 年）（紛争下における武器としての性的暴力を平和と安全保障の重要課題として初めて関連づけ、国際社会による紛争下の性的暴力への対処を記載。また、PKO 要員による性的搾取虐待（SEA）の撲滅の徹底を要請）と、安保理決議第 1888 号（2009 年）（紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表（Special Representative of UN Secretary General on Sexual Violence in Conflict: SRSG-SVC）の任命、SRSG 事務所の開所、専門家チームの派遣、各 PKO ミッションによる対処の強化等が導入された）である。

さらに、安保理決議第 2467 号（2019 年）は性的暴力の被害者・サバイバー中心アプローチ⁶による紛争関連性的暴力の予防や対応の必要性を含めた点で重要。

日本は決議にのっとり紛争下の性的暴力の防止や被害者・サバイバー中心アプローチを含めた国際社会への貢献を引き続き実施していく。

（４）女子差別撤廃委員会における動き

また、2013 年、女子差別撤廃委員会は紛争予防、紛争下及び紛争後の社会における女性に関する一般勧告第 30 号⁷を採択し、武力紛争及び国内の政治危機や緊急事態等を含む全ての状況における女性の人権擁護と尊重を条約締結国の義務対象にする勧告を発出し、武力紛争下を含めあらゆる状況における女性の人権擁護は、市民権の有無にかかわらず国家の責務であることが確認された。

⁶ 暴力被害者・サバイバーの安全確保と本人の意思の尊重を最優先し、当事者に寄り添う視点と姿勢でその心身の回復と生活の再建を図る支援アプローチ。

⁷ General recommendation No.30 on women in conflict prevention, conflict and post-conflict situations, Committee on the Elimination of Discrimination against Women (CEDAW/C/GC/30)

(5) 加盟国に WPS フォーカルポイント・ネットワークの創設

こうした決議や勧告を踏まえ、加盟国は、2016年にWPSアジェンダ実施促進のため、各国の実施状況や好事例、教訓についての情報共有を目的とした国連加盟国最大のネットワークであるWPSフォーカルポイント・ネットワーク⁸を創設し、我が国も創設時からメンバーとして参加している。

(6) 国連総会における動き

我が国は主提案国のシエラレオネと共に、第76回国連総会決議「性的暴力のサバイバーの司法のアクセス、補償及び支援に関する国際協力決議⁹（英：International Cooperation for Access to Justice, Remedies and Assistance for Survivors of Sexual Violence）」の共同提案国かつ調整役を務めて採択に尽力し、決議は2022年9月2日国第76回国連総会においてコンセンサス採択された。

同決議は「性的暴力」に特化した初めての決議として画期的であり（注：これまで女性に対する暴力撲滅の決議はあり、その中の一部として性的暴力が含まれてきた。）、性的暴力の被害者・サバイバーを主としつつも、本文にはジェンダーに基づく暴力も含まれている。

主な内容は、各国に対し、国内法及び国際刑事裁判所（ICC）に関するローマ規程等の国際法に基づき、性的暴力の被害者・サバイバーが司法にアクセスしやすくするため、司法制度や関係者の能力強化を主とし、包括的に被害者・サバイバーが補償や様々な支援を受けられるよう要請。紛争下及び自然災害など人道危機下および平時の性的暴力の被害者・サバイバーの司法アクセス、補償や支援について国際協力を推進していく、という包括的な内容となっており、我が国は国際社会において性的暴力の被害者・サバイバー中心アプローチの実現に向けて貢献している。

(7) 我が国の行動計画

我が国は市民社会の協力を得て、2015年に第1次行動計画を策定、2019年に第2次行動計画を策定し、WPSアジェンダ実施を進めてきた。また、2011年の東日本大震災を始めとする多数の大規模自然災害に見舞われ、それらを乗り越えてきた経験から、ジェンダーの視点を防災、災害対応、気候変動、復興のあらゆる段階に取り入れることが重要と認識し、本行動計画には、紛争のみならず災害の項目も含めている。

(8) 第3次行動計画の策定

今般の第3次行動計画の起案に際しては、外部有識者から成る評価委員会メンバーからの意見を踏まえ、第1次、第2次行動計画の総括を行った。そこから得られた教訓を踏まえ骨子案を作成しその後、政府案として第一稿を作成する段階で個別に複数の国際NGOと意見交換を行った。その後、市民社会との意見交換会を2回開催し、得られた意見については可能な限り採用した上で政府案を作成し、パブリックコメントに付した上で政府内の諸手続を経て、今般、第3次行動計画を策定する。

第3次行動計画と第2次行動計画との違いは、後者が安保理決議第1325号の柱である

⁸ 2016年からスペインの提唱で加盟国からなる最大のネットワークであるWPSフォーカルポイント・ネットワークが設立。日本も設立メンバーとなっている。主として年に2回、首都開催と国連ハイレベルウィーク中のマージンにおいて開催される。加盟国及び地域機構、国際機関がWPSアジェンダ実施の好事例などについて情報共有し提言を出している。<https://wpsfocalpointsnetwork.org/>

⁹ 「性的暴力のサバイバーの司法のアクセス、補償及び支援に関する国際協力決議（英：International Cooperation for Access to Justice, Remedies and Assistance for Survivors of Sexual Violence）」：<https://digitallibrary.un.org/record/3986897>

「参画」、「予防」、「保護」、「人道復興支援」を行動計画の柱に沿って構成していたが、個別の取組は決議の個々の柱に沿って行われているのではなく、その多くが複数の柱の要素を含むため、決議の柱ごとではなく、具体的な取組をベースとして再構成した点である。また、第2次行動計画までの枠組みにおいては、詳細な具体策や指標が記載されてきたが、「具体的すぎる政策が逆に取組の幅を限定してしまう」、「指標が細かく使いづらい」などの指摘を踏まえ、第3次行動計画ではより柔軟性を持たせることで、より幅広い活動ができるよう文言と指標の整理をした。また、WPS アジェンダの実施に関しても、ジェンダー主流化の促進が一層求められるところ、政府の実施主体である国内官庁の組織としての対応能力強化を、より明示的に取組の一つとして明記し、WPS アジェンダと国内における取組との関連性をより可視化した。

2 第3次 WPS 行動計画の基本的考え方

(1) 基本的方針

第1次、第2次行動計画を実施し得られた経験の蓄積を踏まえ、我が国は引き続き国際社会と協調しつつ、WPS アジェンダの実施促進に取り組んでいく。具体的には、(ア) 紛争や災害によって危機的な状況にある国や脆弱国に対する緊急援助や人道支援において、女性・女児の人権擁護、性的及びジェンダーに基づく暴力の防止・対応、エンパワーメントに資する取組を実施する、(イ) 紛争予防・解決・和平交渉・平和維持・平和支援活動、平和構築、防災・減災及び災害復興に向けた取組と意志決定の場への女性の参画を増やす、(ウ) 紛争や災害影響国に対する復興と開発に向けた取組においてジェンダー平等な政策制度の整備や女性のエンパワーメント推進に向けた取組を行う。これらの取組においては、重点国や重点項目を定めるのではなく紛争影響国や脆弱国を幅広く対象とする。

(2) ジェンダー分析、男性・男児の関与の重要性

なお、上記の取組に際しては、計画段階からジェンダーの観点からの分析（以下「ジェンダー分析」という。）を行い、ジェンダーに基づく差別や格差の実態を明らかにしつつ、ジェンダー平等と女性や女児のエンパワーメント促進に向けた支援を行う。また、国際社会におけるジェンダーの議論においては、民族や宗教、年齢や教育レベル、社会・経済階層、都市部や農村部などの居住地、性的指向と性自認、難民や国内避難民、海外移住労働者など、それぞれの属性やその交差性（Intersectionality）の違いによって、女性・女児は多様な差別や偏見、暴力も含めた多様な経験をしており、多様なニーズを踏まえた支援や取り組みを推進していくことが重視されている。このため、WPS アジェンダの実施についてもこれら要素を踏まえつつ、女性・女児への取組を推進し、また、ジェンダー平等を進めるパートナーとしての男性・男児の関与も重要と考え、男性・男児の意識と行動変容も含めて取組を進めていく。

(3) 日本国内における WPS アジェンダの実施

さらに、WPS アジェンダの実施は、対外政策のみならず、日本国内における関連政策においても達成すべき共通の課題であることを踏まえ、国内政策における WPS アジェンダに資する取組をより可視化し、実施を促進する。具体的には、関係省庁の実施・対応能力の強化に向けた取組として、(ア) 国際協力に従事する職員に対し、WPS や女性・女児の権利保護、性的搾取・虐待・セクシャルハラスメント（Sexual Exploitation and Abuse and Harassment: SEAH）に関する研修を行い、これら研修を通じて人材育成を強化する、(イ) 難民や外国籍の女性を含めた日本国内のあらゆる女性の人権を保護するため関連省庁や組織の意識を改善し、組織・個人の対応能力（キャパシティー）を強化推進していく。上記を

遂行するため、具体的には、全ての政策や施策においてジェンダー平等を推進する視点を確保し、外交・安全保障政策にかかる意思決定の場への女性の平等で十全な参画を推進するとともに、女性に対する暴力の撤廃や女性の人権保障に向けた取組を引き続き推進・強化していく。また、これとともに、各省庁の政策意思決定の場への女性の登用・参画を推進し、ジェンダーの視点に立った政策や施策の整備と実施を推進していく。

(4) 本第3次行動計画では、第1次と第2次行動計画の実施時において該当案件がなかった目標項目についても、WPSの観点から政府が取組むべき目標として掲げておくことは有意義であると考え、可能な限り維持することとした。

3 第3次行動計画の改善のポイントと構成

(1) 「国際的貢献と国内における活動」の2分類への移行

第3次行動計画においては、その構成を安保理決議第1325号の4つの柱(参画、予防、保護、人道・復興支援)ごとではなく、我が国の国際的な貢献と国内における活動に分け、具体策や指標を変えることとする。

(2) 新たな要素の追加

また、安保理決議第1820号以降のWPS関連決議に含まれる要素のうち、これまでの行動計画に反映されていない紛争下の性的暴力被害者・サバイバー中心のアプローチの推進や国内関係省庁のジェンダー、女性の人権を含めたWPSに関する人的・組織的な能力強化等を第3次行動計画に含める。

(3) 行動計画実施に関する案件一覧票の在り方

政府が説明責任を果たすために公表する実施状況報告書の案件一覧表の在り方を、次のような方向性で変更する。

ア 目標の下にある「具体策」で案件を特定し記載する方法は煩雑かつ重複が多くなるきらいがあったことから、「具体策」の項目を削除し、目標下に補足的な文章(どのような案件が該当するかの説明文)を記載する。

イ 政府・JICA等の実施主体による案件については、第1次、第2次行動計画と同様、WPSアジェンダ実施を主たる目的とする案件(Principle)とWPSアジェンダの実施を主目的とはしないが、WPSの視点を意図的に確保した案件(Significance)の形成と実施を推進していく。

(4) 行動計画の構成

本第3次行動計画の構成は以下のとおり。

(ア) 女性の参画とジェンダー視点に立った平和構築の促進

紛争影響国及び脆弱国における和平交渉、和平合意、平和維持・平和支援活動、紛争予防、人道・復興・開発支援の全ての取組において、ジェンダー・交差性に基づく差別・排除の撤廃努力及び女性の意思決定過程への参画の推進を含め、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに向けた取組を推進していく。

(イ) 紛争下の性的暴力及びジェンダーに基づく暴力の対応と予防

紛争下の性的暴力及びジェンダーに基づく暴力の防止に向けた啓発や教育、被害者・サバイバーの保護と加害者処罰に向けた法の支配の強化、被害者・サバイバーの保護と自立・社会復帰に向けた国際協力を強化していく。なお、あらゆる取組に際しては、被害者・サバイバー中心アプローチに基づく取組を推進する。

(ウ) 防災及び災害対応・気候変動に関する女性の参画促進とジェンダー主流化

被災国や災害脆弱国において、防災及び災害対応・気候変動に関する意思決定過程への女

性の参画、災害の予防、緊急支援、復旧・復興の全てのサイクルにおけるジェンダー・交差性に基づく差別・排除を廃し、女性の社会・経済的エンパワーメントの推進に向けた国際協力を実施していく。

また、国内の防災・災害対応、復興支援を所管する関係省庁の能力強化に向けた取組を強化していく。具体的には、職員に対する WPS や女性・女兒の権利及び保護に関する研修を強化するとともに、中央・地方及び市町村の防災会議における女性比率の向上やその他意思決定の場への女性の参画を推進し、ジェンダーの視点に立った災害政策や施策の整備と実施を推進していく。

(エ) 国内の WPS 促進に資する取組

(1) 政策決定における WPS アジェンダの促進

外交・安全保障にかかわる意思決定過程への女性の参画を推進し開発援助政策や安全保障関連政策へのジェンダー主流化を推進していく。

(2) 人材育成と組織の能力強化

WPS の実現に向け、関係省庁職員の人材育成として WPS、女性の人権、ジェンダー平等に関する啓発や教育研修の実施を強化し、各部署にジェンダー担当官を設置する。

また、省庁間の連携強化に向けた取組を促進する。

(3) 国内の外国人女性の人権の保障と外国人女性に対する暴力の防止

支援実施機関（関係省庁、市民団体など）などによる取組を通じて、紛争から逃れてきた避難民も含めた外国人女性の人権を保障し、外国人女性に対する暴力を防止する。さらに、国籍を問わず女性や女兒に対するあらゆる暴力の防止に向けた啓発や教育を推進するとともに、被害者・サバイバー中心アプローチに基づき、当事者の保護や自立と社会復帰、加害者更生と処罰に向けた取組を強化する。

4 第三次行動計画のモニタリングと評価の方法

適切な実施のモニタリング及び外部有識者による評価を行い、専門的知見からの意見・情報を得る。

I 女性の参画とジェンダー視点に立った平和構築の促進

<基本の方針>

ジェンダー平等が促進され女性が男性と共に社会において平等に活躍できることは平和社会の基礎となり得る。例えば和平交渉に女性が参画した場合、その平和は女性が不在の和平合意の場合より 15 年以上長く続くという研究がある¹⁰。しかしながら、2015 年の WPS アジェンダ実施に関するグローバル・スタディでは¹¹、女性の参画はほとんど進んでおらず、中東やアフリカ諸国において内戦状態は継続したままであるとされた。2021 年のアフガニスタンにおけるタリバーンによるカブール制圧、2022 年 2 月のロシアによるウクライナ侵略等、現状は依然として深刻である。

こうした中、日本は紛争影響国・脆弱国において、紛争予防、紛争解決、和平交渉、平和構築、平和維持の全ての取組におけるジェンダー分析に基づき、女性の意味ある参画及びそれにつながる女性・女児の社会的、経済的、政治的エンパワーメントとジェンダー平等の促進に寄与する。その際、裨益国政府を主たるパートナーとしつつ、現地の NGO や女性を中心に支援する団体を含めた現地の市民社会とも協力をする。

1 具体的な取組

(1) 紛争予防・解決、和平交渉、和平調停、平和維持活動、平和構築の全ての取組においてジェンダー分析を踏まえ、ジェンダー主流化及び女性の平等かつ完全で意味のある参画の促進。特に、現地の女性団体及び女性リーダー達と連携する。

(2) 紛争影響国、難民キャンプ及びホストコミュニティにおける女性・女児への識字教育や職業訓練を含めたエンパワーメント支援や性的及びジェンダーに基づく暴力の防止、保護や対応、性と生殖に関する健康と権利(Sexual and Reproductive Health and Rights: SRHR)支援、紛争影響下の女性の社会的・経済的エンパワーメント、コミュニティ活動へのジェンダーの視点を踏まえた支援の実施。

(3) 国連平和維持活動(国連 PKO) やその他の平和支援活動への女性の参画促進、ジェンダー関連研修の実施や女性リーダー育成、性的搾取・虐待の防止、紛争下の性的暴力防止に関する取組。

(4) 国連平和構築委員会(PBC)のメンバーとしての、平和構築への女性の参画に関する国際的な議論への積極的な参加や、女性の参画の支援を優先事項の一つとしている国連平和構築基金(PBF)への拠出等を通じた貢献。

¹⁰ 例えば和平プロセスに女性が参画することで、女性抜きの場合に比べ、和平合意が 15 年以上持続する確率が 35 パーセント増加する。

出典：Bell C. and McNicholl, K. (forthcoming). Implementation of Gender Provisions in Peace Agreements: An Overview of the PA-X Database. (UN Women のウェブサイトから引用。http://www.unwomen.org/en/what-we-do/peace-and-security/facts-and-figures#_Meaningful_participation)

¹¹ 国連安保理決議第 1325 号実施に関するグローバル・スタディ (https://www.un.org/peacebuilding/sites/www.un.org.peacebuilding/files/documents/globalstudywps_en_web.pdf)

- (5) 緊急人道支援や国際緊急援助隊の支援におけるジェンダー主流化、ジェンダーの視点を踏まえた支援。
- (6) 暴力的過激主義対策やテロ対策における女性の参画促進、ジェンダーの主流化、ジェンダーの視点を踏まえた取組の促進。
- (7) 小型武器対策・軍縮・不拡散の取組の推進や政策の意思決定プロセスにおける女性の参画やジェンダーの視点の取入れ推進。
- (8) 紛争予防、平和構築における WPS に関する各国や地域との協力の推進。
- (9) 紛争影響国・脆弱国における WPS アジェンダ実施に関する調査研究や学術交流。
- (10) WPS アジェンダ実施に関する情報発信や啓発活動。
- (11) 支援者による性的搾取・虐待 (Sexual Exploitation and Abuse and Harassment: SEAH) の防止、被害者の支援・保護に資する取組。
- (12) 男性に対する WPS アジェンダ実施に関する情報発信・啓発活動の更なる強化。

2 指標

- (1) 支援や研修を受けた人の人数や開催回数
- (2) 紛争予防・解決、和平交渉、和平調停、平和維持活動、平和構築の取組にジェンダー分析が導入され、又は、ジェンダー主流化が促進された好事例

3 実施主体 (関係省庁・関係機関)

内閣府 PKO 事務局、外務省、防衛省、警察庁、消防庁、海上保安庁、JICA

II 性的暴力及びジェンダーに基づく暴力の防止と対応

<基本の方針>

紛争下の性的暴力は決して容認されてはならない戦争犯罪であり、人道に対する犯罪にも該当し得る、重大な人権侵害である¹²。しかしながら、性的暴力は紛争の武器・手段として繰り返し使用されている。しかも、いずれの国においても加害者が処罰されることは極めて少ないのが現状である¹³。こうした不処罰の文化こそ、紛争下の性的暴力を蔓延させる一つの大きな原因であるとされており、加害者が処罰され、法の支配が定着することが紛争下の性的暴力を防止するのに不可欠である。他方、紛争下の性的暴力の防止のためには、法制度の整備だけでは不十分であり、かかる法制度を着実に実施するための社会通念が醸成される必要がある¹⁴。すなわち、こうした暴力には女性に対する差別が根底にあるため、ジェンダー不平等が社会の規範として残存する限り、罰則規定が整備されたとしても女性に対する暴力を完全に防ぐのは難しいことにも留意すべきである¹⁵。

¹² 人道に対する犯罪は必ずしも紛争が生じる場合にのみ限定されるわけではない。一方で「紛争下の性的暴力」は文民たる住民に対する攻撃であって広範又は組織的なもの一部として、そのような攻撃であると認識しつつ行われていることが前提となる。

¹³ 国連安保理プレスリリース（2022年4月12日。<https://press.un.org/en/2022/sc14860.doc.htm>）

¹⁴ WHOのデータは社会規範と暴力の相関性。法律があっても暴力は発生するため社会規範を変えないといけないと報告されている。出展：

http://apps.who.int/iris/bitstream/handle/10665/44147/9789241598330_eng.pdf;jsessionid=00491A633E88AE19F497B36FBEEA1A45?sequence=1

また、人道危機下のジェンダーに基づく暴力（Gender-Based Violence: GBV）と社会規範に関する研究論文でも報告されている。

The *Social Norms and Beliefs About GBV Scale* is a 30-item scale with three subscales, “Response to Sexual Violence,” “Protecting Family Honor,” and “Husband’s Right to Use Violence” in each of the two domains, personal beliefs and injunctive social norms.

出展：<https://conflictandhealth.biomedcentral.com/articles/10.1186/s13031-019-0189-x#:~:text=The%20Social%20Norms%20and%20Beliefs%20About%20GBV%20Scale%20is%20a,beliefs%20and%20injunctive%20social%20norms>

¹⁵ 世銀の報告によるとジェンダー平等が進んでる国ほど暴力が少ないとされている。“The evidence is clear: Having more gender-equal societies results in more stable and peaceful states.”

出展：<https://blogs.worldbank.org/dev4peace/can-gender-equality-prevent-violent-conflict#:~:text=Research%20on%20women%2C%20peace%2C%20and,generally%20prone%20to%20violent%20conflict>

UNICEFの統計でも同様なことが報告されており、少女の幼児婚立の高さと紛争国・脆弱国であることは相関性が高いと考えられる（幼児婚はGBVの一種で、ジェンダー不平等の一つの結果という意味）。

出展：<https://www.girlsnotbrides.org/learning-resources/child-marriage-atlas/atlas/>

安保理決議1325号の実施に関するUN Womenのグローバル・スタディ(2015)によるとジェンダー平等が進んでいる国ほど暴力が起きることが少ないとされている。

出展：[Fact-Sheet-and-Key-messages-Global-Study-EN.pdf \(unwomen.org\)](https://www.unwomen.org/en/news/stories/2015/10/fact-sheet-and-key-messages-global-study)

したがって、ジェンダー平等や人権意識を社会に根付かせるために、法整備と合わせて啓発活動を行うなど包括的な取組が重要である。このように、紛争下の性的暴力を防ぎ終焉させることを目指すとともに、現時点で困難な状況に陥っている被害者・サバイバーへの支援を行う。また、紛争関連性的暴力やジェンダーに基づく被害者には男性や性的マイノリティーを含め、あらゆる少数派も念頭に配慮する。

1 具体的な取組

(1) 紛争や人道危機下の支援や脆弱国支援における紛争関連の性的暴力及びジェンダーに基づく暴力の防止、対応。

(2) 法の支配の定着：加害者不処罰の文化の終焉に資する支援や、行政、軍、警察、司法関係者への能力強化や法整備支援。

(3) 紛争関連の性的暴力及びジェンダーに基づく暴力の被害者・サバイバーへの支援。

2 指標

(1) 日本の支援によって能力強化を行った司法関係者の人数とインパクトを示す好事例（ナラティブ）。

(2) 日本の支援による裨益・救済（人数、好事例）。

3 実施主体（関係省庁・関係機関）

外務省、法務省、防衛省、警察庁、JICA

III 防災・災害対応と気候変動への取組

<基本の方針>

日本を含めアジア太平洋諸国は自然災害が多い¹⁶。また、全世界的にも、気候変動によって干ばつや水害など大規模災害が起きやすくなり、国や地域によっては東アフリカ諸国のように資源をめぐる紛争の原因ともなっている。災害影響下において、女性・女兒を含む脆弱な立場にある人々は負の影響を受けるリスクが最も高く、¹⁷性的搾取や虐待、セクシャルハラスメント（Sexual Exploitation and Abuse and Harassment: SEAH）も発生しやすく、性的暴力やジェンダーに基づく暴力を防止し、根絶することが必要。このことから、国際的な取組と共に、日本国内の災害リスク削減と災害対応について、気候変動の観点も含め、ジェンダーの視点に立った災害リスクの削減や災害対応における支援の実施、ジェンダーに基づく暴力防止や対応の意識啓発や体制作り、また、気候変動対策を含む関連の取組に女性の参画を促進する。

1 具体的な取組

（1）国際的な取組

ア 災害脆弱国、被災国への防災・災害対応支援の意思決定と現場の双方に女性の参画、エンパワーメントを含む支援。

イ 災害関連の緊急人道支援におけるジェンダーの視点での取組。

ウ 災害影響下でのジェンダーに基づく暴力の防止と対処、被害者・サバイバー支援。

（2）国内関係省庁の能力強化の取組及び女性の参画促進

ア 防災・災害対応の取組における女性の参画とエンパワーメント促進する取組（政策決定等も含む。）

イ 災害緊急人道支援のジェンダーの視点に立った取組。

¹⁶ アジア太平洋諸国は最も災害が生じる地域であり、2019年までの過去30年間のうち29パーセントはアジア太平洋諸国に集中し、2,845件の大規模自然災害はアジア太平洋地域で起きている。“Asia-Pacific is the most affected region, with 29% of global natural disasters occurring in the region in the 30 years to 2019. The region was exposed to the largest number of natural disasters with 2,845 events in the last 30 years.”

出典：<https://www.visionofhumanity.org/more-natural-disasters-and-water-stress-threaten-asia-pacific/#:~:text=Asia%2DPacific%20is%20the%20most,in%20the%20last%2030%20years.>

¹⁷ UN Women の報告書によると、アジア太平洋諸国では女性や女兒がより脆弱である。

出展：UN Women <https://japan.unwomen.org/ja/how-we-work/flagship-programme-initiative/risk-changing-climate>
また、世界銀行のジェンダー別の災害の影響においても報告されている。

出展：<https://www.worldbank.org/en/topic/disasterriskmanagement/publication/gender-dynamics-of-disaster-risk-and-resilienc>

ウ 支援者及び被災住民に対する災害とジェンダー、性的搾取・虐待・ハラスメント (SEAH) を含めた研修の実施。

2 指標

- (1) 関係者・組織のジェンダーに対応した防災・災害、気候変動への対応の能力強化につながる研修の実施数や受講者数。
- (2) 女性の参画を促進し、ジェンダーの視点を踏まえた災害リスク削減事業の好事例。
- (3) 事業により裨益¹⁸した女性の人数や好事例数。
- (4) ジェンダーの視点を踏まえた災害緊急人道支援、復旧・復興及び防災などの好事例。
- (5) 事業により災害とジェンダーの研修を受けた人数。

3 実施主体 (関係省庁・関係機関)

内閣府 (防災、男女局)、外務省、警察庁、消防庁、海上保安庁、JICA (国際緊急援助隊含む)

¹⁸ 裨益とは対象とされている、されていないにかかわらず、直接又は間接的に便益を受ける個人、グループ、組織。「受益者」ともいう。英語では beneficiary。(参考：JICA 開発援助・評価用語集：https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/general_new/2009/pdf/shiryuu_03.pdf)

IV 日本国内における WPS の実施

<基本の方針>

日本国内におけるジェンダー関連の各種施策は、男女共同参画基本計画等を基に関係省庁が実施するものであるが、その中でも WPS に関係する取組が含まれている。特に、女性・女兒に対する暴力を容認しない社会作りや、ジェンダーに基づく課題やニーズについての共通理解や認識は日本が国際社会の一員として WPS アジェンダを促進・貢献していくに当たり国の重要な基盤となる。このため、日本国内においても WPS アジェンダに資する上記の政府の取組をより可視化し、かかる取組を通じて、日本国内における取組と国外における取組との相乗効果を促進する。また、安全保障に関する政策にジェンダーの視点も含め、安全保障政策の政策決定に女性の参画を促進する環境作りに務める。

1 具体的な取組

(1) 女性に対する暴力を容認しない社会作り

ア 関係省庁等の職員の人材育成

各省庁及び関連組織における WPS やジェンダー、女性の人権擁護、また、組織内の性的搾取虐待及びセクシャルハラスメント (Sexual Exploitation and Abuse and Harassment: SEAH) 根絶に関する研修の充実・強化。

イ 組織運営の能力強化と政策や制度の強化

各組織によるガイドラインの作成、各部署へのジェンダー担当者の配置、専門の部署の設置、規律違反への厳罰措置、取組のための予算措置など、具体的な前進に向けた取組・努力の実施

ウ 日本国内の難民・避難民、難民認定申請中の者や技能実習生、特定技能外国人などの外国人を含む国内全ての女性・女兒の人権擁護への取組。

(2) 国内への周知・啓発の強化

ア WPS、ジェンダー平等、女性の人権擁護、性的及びジェンダーに基づく暴力防止 (DV、ストーカー及び人身取引の防止等を含む) について、市民社会等とも協働した啓発活動を行うことによる暴力を容認しない社会環境の醸成。

イ オンライン上のジェンダーに基づく暴力・ハラスメント・ヘイトスピーチ等への対処・予防のための広報・啓発活動。

ウ 上記啓発に関して国内の学校や大学を含めた少年・少女、ユース (若者) への教育的取組や調査研究。

エ WPS アジェンダ実施に関する NGO、研究者、メディア、企業を含めた市民社会との交流、意見交換や協力。

(3) 平和・安全保障政策への女性の参画を促進する社会の環境作り

ア 平和・安全保障政策への女性の参画を促進する社会作りのための広報や取組

イ 政策決定の場に女性が増えるような取組

2 指標

- (1) 研修を受けた人数及び、や充実度の前進状況（好事例）。
- (2) 市民社会との協働・意見交換の実施の有無
- (3) 平和・安全保障政策への女性の参画促進に資する取組の実施と好事例

3 実施主体（関係省庁・関係機関）

内閣府（防災、男女局）、外務省、法務省、警察庁、総務省、消防庁、海上保安庁、文部科学省、厚労省、防衛省

V モニタリング・評価・見直しの枠組み

<基本の方針>

行動計画の実施を確実にするために、政府は実施状況について毎年、実施状況報告書を作成し、それを踏まえ、外部有識者による行動計画の実施についての評価等を得、政策の改善や次の改定に向けた見直しを行う。行動計画の見直しにおいては市民社会・NGOとの意見交換を実施し、参考とする。

1 具体的な取組

(1) 評価委員会（以下「委員会」という。）の設置（政府側の窓口は外務省（総合外交政策局女性参画推進室）が担う。）。

(2) 委員会は、WPS 分野に十分な知識と経験のある専門家で構成。市民社会及び NGO 等を代表する委員の選任については、安保理決議第 1325 号及び関連決議の趣旨に沿って活動している市民社会及び NGO 等からの推薦も参考とする。

(3) 委員会は、窓口を通じ、各府省庁に対して、行動計画の実施状況に関して関連情報の提供を求めることができる。求めを受けた府省庁は、窓口を通じ、委員会に報告することができる。

(4) 委員会は、実施状況の年次報告書の草案について、政府側作業部会の説明を踏まえ、意見を表明することができる。

(5) 専門家は、モニタリング・評価に必要な情報を委員会に提供することができる。

(6) 評価委員による評価は、3 年目（2026 年 4 月以降）に中間報告、6 年目（2029 年 4 月以降）に最終報告を行い、報告書をウェブサイト上に公開する（和文・英文）。

(7) 政府は中間評価報告書が策定された際には、市民社会及び NGO との意見交換を実施する。

(8) 委員会は、窓口と協力し、安保理決議第 1325 号及び関連決議の趣旨に沿って活動している市民社会及び NGO 等に対し、評価報告書を説明し、意見交換を行う機会を設ける。

(9) 委員会は、行動計画の目標、具体的施策、指標の妥当性や実施の主な障害等を分析し、適切なタイミングで行動計画の見直しの方向性を提言することができる。

(10) 政府は、女子差別撤廃条約（CEDAW）や国連人権理事会の普遍的・定期的レビュー（UPR）等の定期報告書において、行動計画の実施状況を報告する。

(11) 行動計画改定には市民社会・NGO の意見を聴取し、参考にする。

(12) 行動計画は 6 年後の 2028 年度内（2029 年 3 月末まで）に改定する。

2 実施主体（関係省庁・関係機関）

全ての関係省庁・関係機関

（注：モニタリング・評価は特段評価の対象とはしない。）